

大間原発建設差止等請求訴訟
第22回口頭弁論期日
原告準備書面(38)

被告国第17準備書面に対する反論 一立地審査指針の不適用は違法

2020. 2. 20

弁護士 青木秀樹

今日の内容

- 1 立地審査指針の概要及び適用の現状
- 2 立地審査指針の定める離隔の必要性
- 3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と新規制基準における重大事故
- 4 集団線量による規制の必要性
- 5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない
- 6 立地審査指針の離隔要件の適用

1 立地審査指針の概要及び適用の現状

「原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起こさないように設計、建設、運転の及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である」

原則的立地条件(2)―「原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。」

原則的立地条件(3)―「原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じること」

1 立地審査指針の概要及び適用の現状

原則的立地条件(2)及び(3)を踏まえて以下の3つの基本的目標を定めている

- a 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故(以下「重大事故」という。)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。
- b 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故(以下「仮想事故」という。)(中略)の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。
- c なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

1 立地審査指針の概要及び適用の現状

基本的目標aないしcを達成するために、以下の条件の確認を要求している。

- 2.1 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。 2.2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。
- 2.3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

立地審査指針は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号(災害の防止上支障がないこと)の要件該当性を判断する際の審査基準として用いられていた。現時点においても改廃はされていないが、原子炉等規制法下においては用いられないこととされた(被告国第17準備書面)。

今日の内容

- 1 立地審査指針の概要及び適用の現状
- 2 立地審査指針の定める離隔の必要性
- 3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と新規規制基準における重大事故
- 4 集団線量による規制の必要性
- 5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない
- 6 立地審査指針の離隔要件の適用

2 立地審査指針が定める離隔の必要性

立地審査指針は、「万一事故に備え、公衆の安全を確保するため」のもの。

深層防護の思想、前段否定（各層が破られることがあることは当然の前提として次の層の安全対策を考える）及び後段否定（各層において原発の安全対策を徹底し、後段の層があるから当該層が破られてもいいと考えて不十分な安全対策をすることは許されない）の考えに基づく

立地審査指針

原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起こさないように設計、建設、運転の及び保守を行わなければならないことは当然のことである（後段否定）

なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である（前段否定）

2 立地審査指針が定める離隔の必要性

被告国の主張

原則的立地条件(2)「原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。」については、無条件に原子炉格納容器が健全であることを前提に評価しているとの批判もあり、そのような前提による評価に依拠するよりも、炉心の著しい損傷や原子炉格納容器破損に至りかねない事象を具体的に想定したうえで重大事故等対策自体の有効性を評価することが、より適切に「災害の防止上支障がないこと」について判断できると評価されるに至った(被告国第17準備書面18頁)と述べている

被告国の主張は、立地審査指針の基本となる「万が一事故が起きた場合」を想定していない。重大事故等対策の有効性評価をするとしても、それが有効でない場合を想定しなければならない。

今日の内容

- 1 立地審査指針の概要及び適用の現状
- 2 立地審査指針の定める離隔の必要性
- 3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と新規規制基準における重大事故
- 4 集団線量による規制の必要性
- 5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない
- 6 立地審査指針の離隔要件の適用

3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と 新規制基準における重大事故

立地審査指針における重大事故は、「技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故」。仮想事故は「重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故」である。

この字義とおりに各事故を想定すべきところ、**軽易な事故**想定をしていたために、**福島原発事故による被害を防ぐことができなかった。**

3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と 新規制基準における重大事故

被告国も同趣旨の指摘

立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」は、例えば、燃料が損傷し放射性物質が一定程度放出されると仮定する一方、ECCS（非常用炉心冷却設備）が運転できること、交流動力電源も利用できること、放射性物質の漏洩条件については、原子炉格納容器内の圧力に対応した漏洩率に余裕を見込んだ値を仮定するものの、原子炉格納容器は破損しないこと等を前提とした評価条件を設定した上で、具体的な事故シナリオなどを考慮せず、事故の状況を想定し評価していた（被告国第17準備書面21頁）

3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と 新規制基準における重大事故

立地評価指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する立地評価と比べて、設置許可基準規則においては、最新の科学的知見を踏まえて、より厳しい条件を設定した上で、それに対する安全対策を要求している（被告国第17準備書面21, 22頁）

より厳しい事故評価をしたとしても、事故が起きた場合の想定をしなくてよいことにはならない。

今日の内容

- 1 立地審査指針の概要及び適用の現状
- 2 立地審査指針の定める離隔の必要性
- 3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と新規規制基準における重大事故
- 4 集団線量による規制の必要性
- 5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない
- 6 立地審査指針の離隔要件の適用

4 集団線量による規制の必要性

被告国

放射線リスクの社会的影響に対する評価としては、長期間にわたって帰還できない地域を生じさせないことが重要であることから、**立地審査指針のように集団線量の知見に基づいて評価するのではなく、半減期の長い放射性物質であるセシウム137の総放出量を規制することにし、総放出量が100テラベクレル以下であれば、環境への放射性物質による汚染の影響を抑えることができ、長期避難を余儀なくされる区域が発生するほどの環境の汚染が生じるリスクは、相当程度少なくなることが見込まれる**

被告国は、著しい炉心損傷が起きて、原子炉格納容器が破損した場合の想定はしない。例えば、BWRの場合、原子炉格納容器の破損が懸念される場合、フィルタ・ベント設備を使用した場合の評価にとどめている。福島原発事故以前に、「重大事故」「仮想事故」を軽易な事故にとどめて周辺公衆の安全は確保されているとした誤りを、何の反省もなく繰り返しているだけ

今日の内容

- 1 立地審査指針の概要及び適用の現状
- 2 立地審査指針の定める離隔の必要性
- 3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と新規制基準における重大事故
- 4 集団線量による規制の必要性
- 5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない
- 6 立地審査指針の離隔要件の適用

5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない

被告国は、原子力発電所の敷地外における原子力防災対策が実効的であれば、あえて低人口地帯を設定する必要性はないと主張

重大事故が起きた場合、低人口地帯と人口密集地帯を比較すれば、避難の難易は自ずから明らか。

被告国が主張する原子力防災対策は、周辺公衆に被爆を強いるものであり、とても実効的とはいえない。

「原子炉の非常停止が必要な場合で、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合などにおいて、PAZ内(原子力施設からおおむね半径5km圏内)の住民の避難を実施し、UPZ内(原子炉施設からおおむね半径30km圏内)において屋内退避する」とされているが、原子炉非常停止が必要な場面で制御棒が挿入できないとすれば、核暴走、水素爆発、水蒸気爆発が想定される場合であり、そのような場合に屋内退避するということは、被ばくを強要すること

5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない

被告国は、全面緊急事態に至った後、地上1Mで500MSV／Hを観測した場合、数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施することを実効的原子力防災対策としてと主張

500 μ Sv／hは、4380mSv／y(500 μ Sv／h×24h×365d÷1000)である。

到底人が短期間に戻れない値の放射能汚染状態である。

そのような事態になったときに、低人口地帯でなければ、どのような悲惨な被害が発生するかは、容易に想像できる事である。

今日の内容

- 1 立地審査指針の概要及び適用の現状
- 2 立地審査指針の定める離隔の必要性
- 3 立地審査指針における重大事故、仮想事故と新規制基準における重大事故
- 4 集団線量による規制の必要性
- 5 原子力防災対策は立地審査指針に代替しない
- 6 立地審査指針の離隔要件の適用

6 立地審査指針の離隔要件の適用

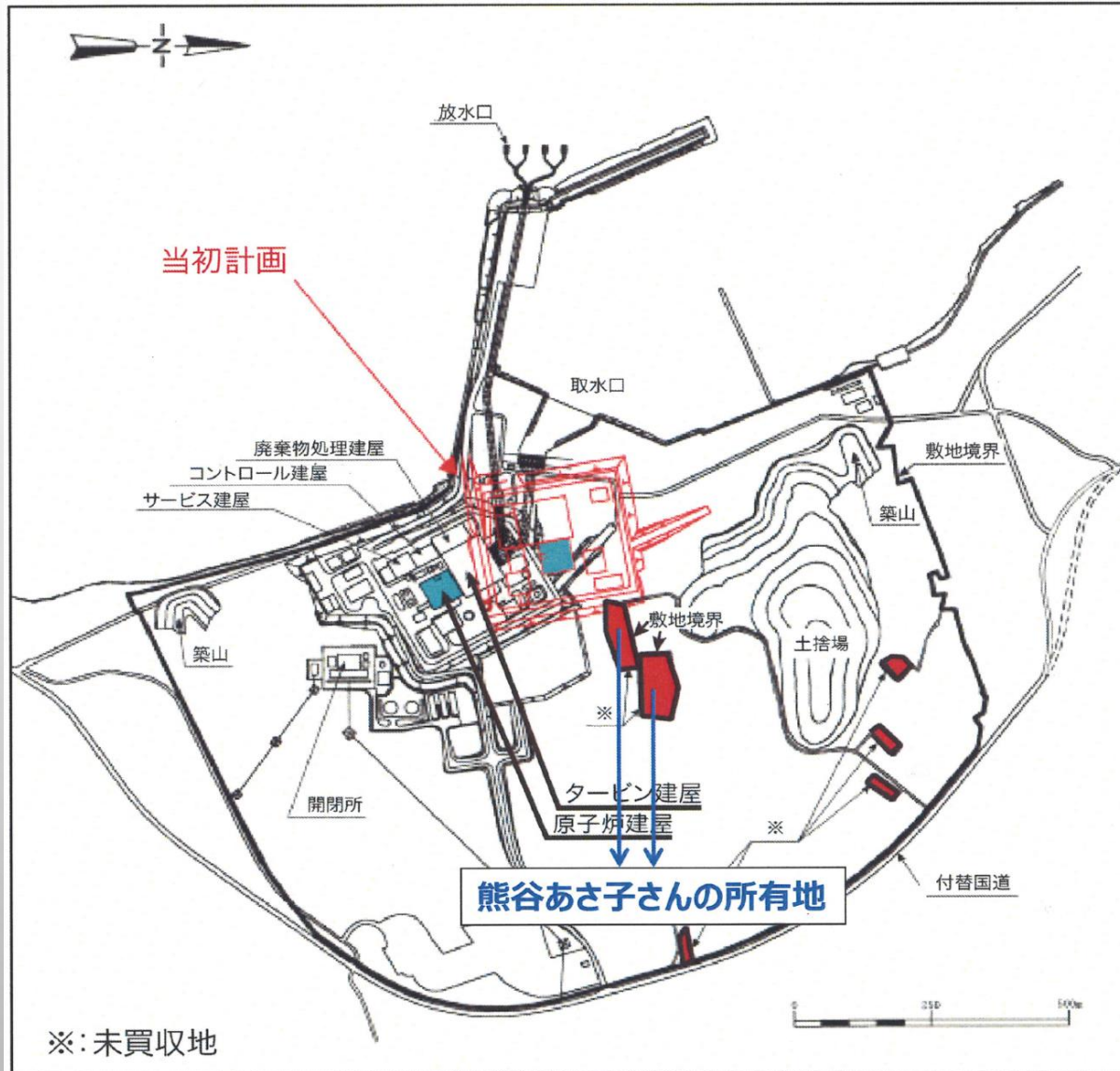
現在の基準は、福島原発事故の教訓を踏まえたうえで成り立っている。具体的適用は、福島原発事故における放射性物質の放出を踏まえなければならない。

万一の事故の場合に周辺公衆の安全を確保するためには、立地審査指針の定める以下の3つの条件を確保しなければならない。

- 2.1 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。
- 2.2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。
- 2.3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

6 立地審査指針の離隔要件の適用

本件原発の炉心から300メートルの距離に熊谷さん一家が居住している。



6 立地審査指針の離隔要件の適用

本件原発敷地周辺に民家が多数存在している。



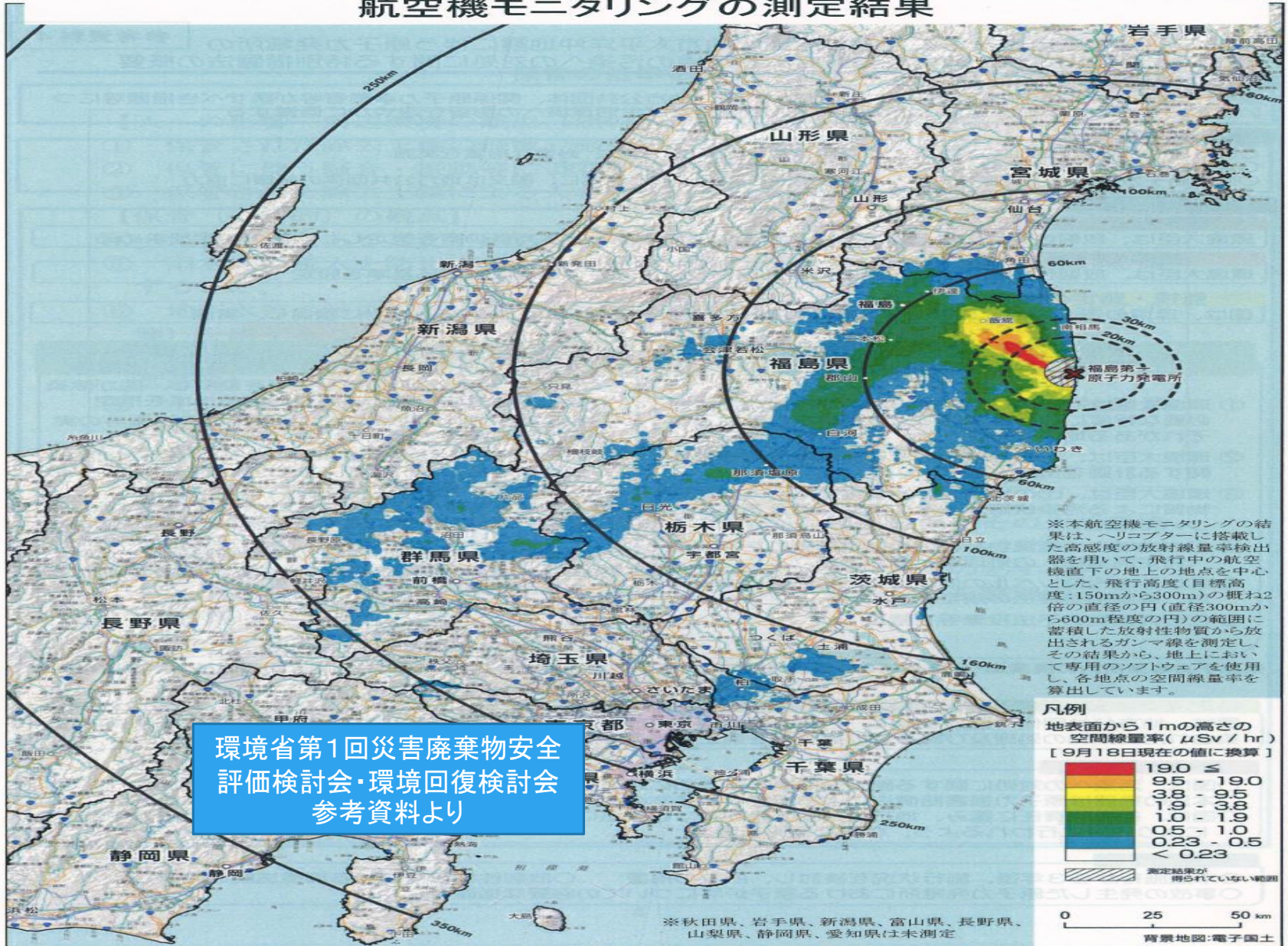
6 立地審査指針の離隔要件の適用

福島第一原発から半径80km圏内に高濃度の放射性物質が放出され、半径30km以上離れた箇所も含めて飯舘村は全村避難させられ、事故後8年間経過しても、飯舘村、浪江町には半径30km以上も離れた箇所も含めて未だに帰還できない地域が存在する。

6 立地審査指針の離隔要件の適用

参考資料5

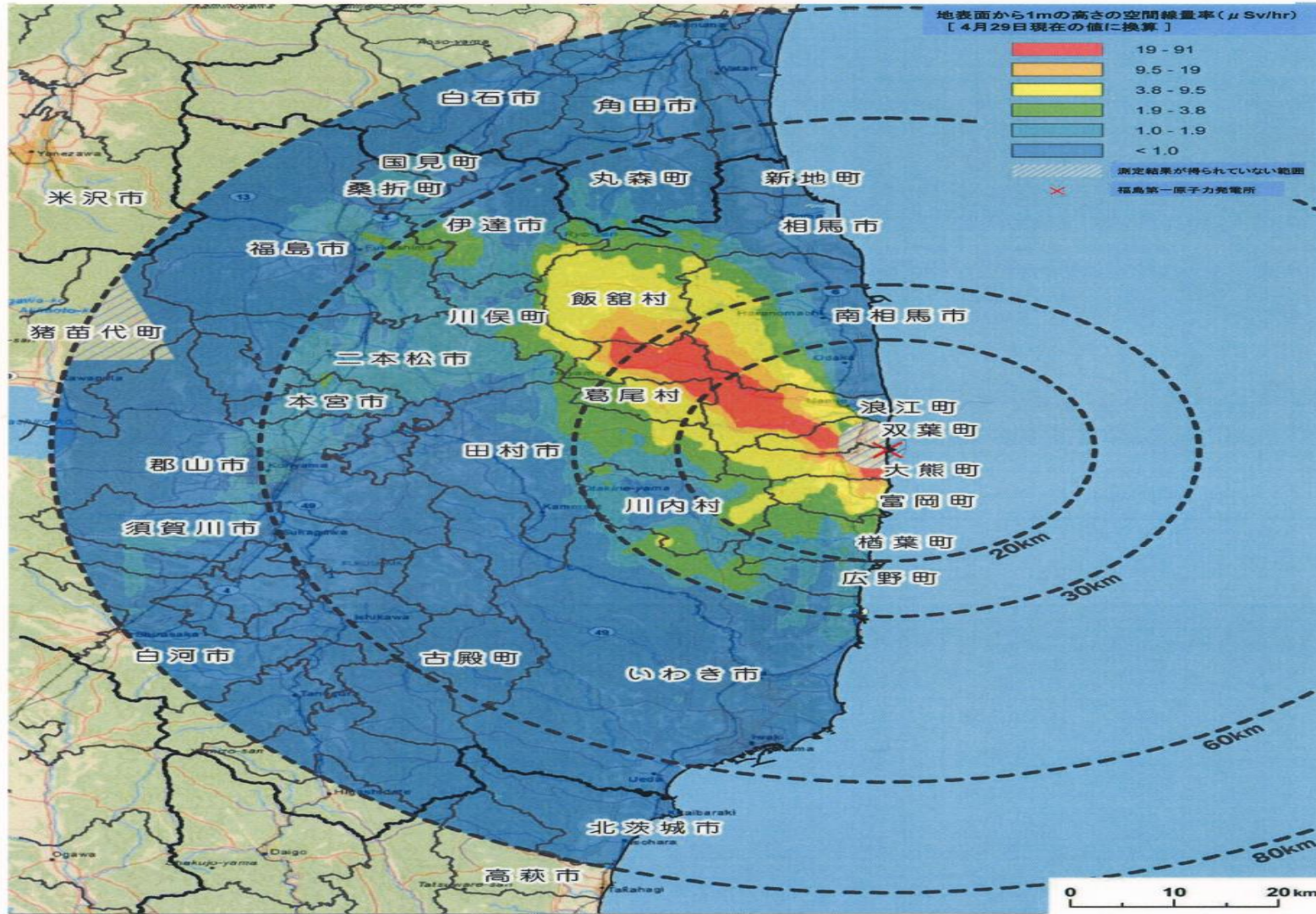
航空機モニタリングの測定結果



6 立地審査指針の離隔要件の適用

別紙1

文部科学省及び米国DOEによる航空機モニタリングの結果
(福島第一原子力発電所から80km圏内の線量測定マップ)

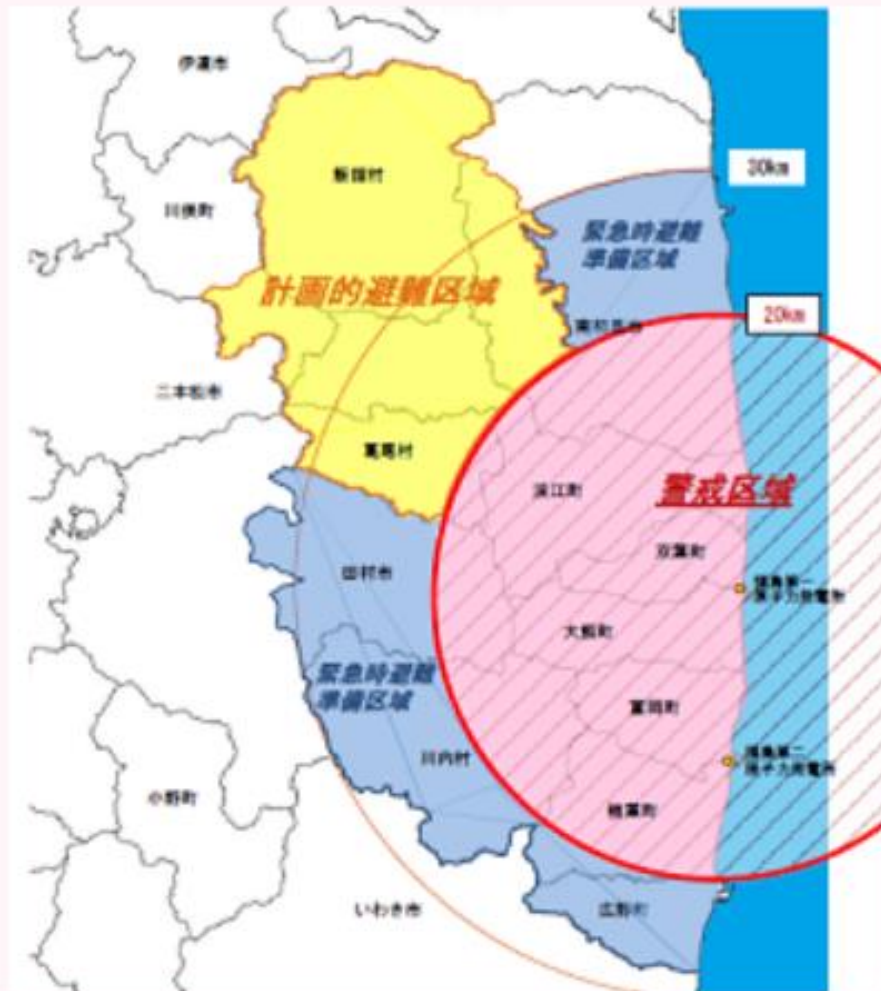


出展:平成23年5月6日文科省

6 立地審査指針の離隔要件の適用

避難区域の状況（平成23年4月22

日時点）

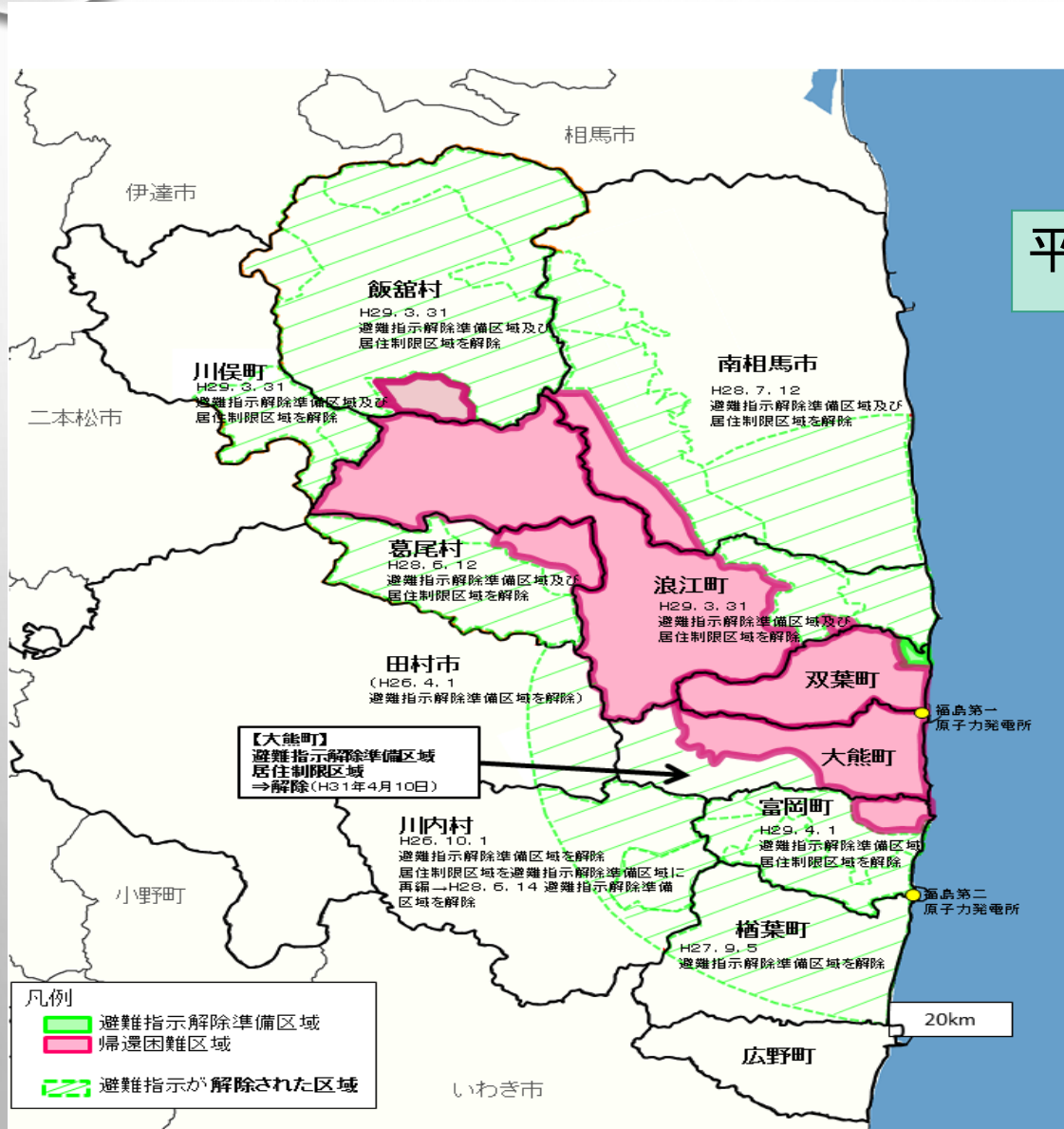


警戒区域：福島第一原発から20km圏内は原則立ち入り禁止

計画的避難区域：福島第一原発から20km圏外のうち事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトになりそうな区域

緊急時避難準備区域：
福島第一原発から20～30km圏内

6 立地審査指針の離隔要件の適用



平成31年4月10日時点

出典: 福島県HP

6 立地審査指針の離隔要件の適用

福島原発事故の現実を踏まえるならば、万が一に事故が起きた場合に周辺公衆の安全を図るためには、原子力施設から半径30km圏内は非人口地帯とすることが求められる。仮に、そうでないとしても、少なくとも半径30km圏内は低人口地帯にし、人口密集地帯と原子力施設は、30km以上離れていなければならない。

6 立地審査指針の離隔要件の適用



令和元年（2019年）9月末現在		
世帯数		142,206世帯
人口	総数	<u>256,178人</u>
	男	116,680人
	女	139,498人
年齢区分	年少人口	24,855人 (9.7%)
	生産年齢人口	141,400人 (55.2%)
	老年人口	89,923人 (35.1%)

6 立地審査指針の離隔要件の適用

函館市は、大間原発の半径30km圏内に位置し、人口密集地帯である。そのような場所に原子力施設を設置することは、立地審査指針に定める立地条件に違反し、違法である。

また、この立地条件を満たさない原発は、万が一事故があった場合に函館市住民の安全を確保できないものであり、原告の存立維持権及び財産権を侵害する具体的危険がある。